

鹿交規第341号
平成24年10月4日

鹿児島県医師会の長
鹿児島県歯科医師会の長
鹿児島県薬剤師会の長 殿
鹿児島県建設業協会の長
鹿児島県トラック協会の長

鹿児島県警察本部長

大規模災害の発生に備えた規制除外車両事前届出制度の周知について（依頼）
残暑ようやく衰える頃、貴職におかれましては益々御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は警察行政につきまして、格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年3月には東日本大震災が発生し、その後も各地で地震が頻発している状況にあり、今後本県においても、地震、津波、風水害、原子力災害、火山噴火等の災害がいつ発生するか予測がつかない状況にあります。

こうした中、同東日本大震災での教訓事項として、負傷者の救護・搬送、道路啓開活動に当たる車両は、民間の車両であっても特に優先すべきことが再認識されたことから、これらの車両については、災害応急対策に利用される車両のみの通行が認められる緊急交通路においても規制除外車両として緊急通行車両と同様の取扱いを行うことができるようになりました。

規制除外車両で緊急交通路を通行するためには、確認標章等の交付を受ける必要がありますが、大規模災害発生直後は、標章交付を求める方が集中することから窓口が混雑し、許可証等の交付が遅れることが懸念されますことから、災害が発生した場合に迅速な標章交付が受けられる制度として事前に申請手続を済ませておく「規制除外車両の事前届出制度」があります。

つきましては、同制度に関する資料を添付しますので、制度の内容について会員及び所属各社に周知していただきますとともに、事前届出の促進を働きかけていただきますようお願ひいたします。

本件担当
鹿児島県警察本部交通部交通規制課
災害対策担当 重久・華江
電話 099-206-0110(内線5171・5173)

別添

平成24年10月4日

規制除外車両事前届出制度

1 緊急交通路とは

大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、都道府県公安委員会により緊急交通路が指定されることになり、特定の車両以外の車両の通行が禁止されます。

2 緊急交通路を通行できる車両

(1) 緊急自動車

道路交通法第39条第1項に規定されている緊急自動車

(2) 緊急通行車両

地方公共団体、指定行政機関等が行う避難勧告、被災者の救難・救助、施設の復旧、緊急輸送等、災害応急対策に使用される車両

(3) 規制除外車両（今回新たに見直された対象）

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定により通行が認められたもの

3 通行の方法

緊急交通路は、緊急自動車等、特別な車両を除き緊急通行車両確認標章等（以下「標章等」といいます。）の交付を受けなければ通行できません。

4 事前届出制度とは

大規模災害発生直後は、緊急通行車両等の確認手続の集中により、各警察署等の窓口での混雑が予想され、標章交付の遅れから被災地への支援の遅れが懸念されます。

そこで、標章等の交付対象となる車両は、確認手続を事前に済ませておき、大規模災害発生時には、同手続が終了している車両を優先して標章等が交付される制度です。

事前届出を行うことにより、迅速な標章交付と円滑な被災地への派遣が可能となります。

5 事前届出を行うことができる規制除外車両

(1) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

(2) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(3) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

(4) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

6 届出要領

(1) 申請者

当該緊急通行に係る業務の実施責任者（代行者を含む）

(2) 取扱窓口

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署（幹部派出所を含む）が受付窓口

(3) 取扱時間

平日の午前8時30分から午後5時15分までの間（祝日、12月29日から翌年の1月3日までを除く）

(4) 申請書類

ア 規制除外車両事前届出書 2通

イ 当該車両の自動車検査証の写し 1通

ウ 疎明書類

○ 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であること確認できる書類

○ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品、医療機器、医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

○ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る）

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）

○ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）

なお、重機輸送用車両については、その使用者が搬送する建設用重機と同一でなければなりませんので、同重機の車検証及び重機を積載した状況の写真が必要となります。

7 注意事項

規制除外車両の事前届出をした後に指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時に災害応急対策に使用されることとなった車両は、前記2(2)の緊急通行車両として取り扱われることになりますので、改めて緊急通行車両としての事前届出を行う必要があります。

8 連絡先

問い合わせは、

鹿児島県警察本部交通部交通規制課企画許可係

（099-206-0110内線：5172・5173）

若しくは最寄りの警察署交通課に御連絡ください。

今後の大規模災害発生時の交通規制

1 発災前

○ 災害応急対策に使用される車両（緊急通行車両）についての事前届出

- ◆ 指定行政機関等が行う避難勧告、被災者の救難・救助、施設の復旧、緊急輸送等に使用される車両



New ○ その他一定の車両（規制除外車両）についての事前届出

- ◆ 民間事業者等が行う社会経済活動のうち、災害後特に優先すべきものに使用される車両

(例) 医師・医薬品関係、重機運搬・道路啓開関係の車両等



2 発災後

① 基本的考え方

- ◆ 大規模災害発生直後は人命救助、災害の拡大防止、政府・自治体・インフラ関係、負傷者搬送に要する人員・物資輸送を優先
- ◆ 緊急交通路として規制する範囲は、道路の交通容量（復旧状況）、交通量等に応じて順次縮小
- ◆ 通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度も考慮して順次拡大

② 緊急交通路の指定

【第一局面】

[通行を認める車両]

緊急自動車・自衛隊等車両

災害応急対策に使用される車両



※ 標章・証明書は不要



※ 標章の交付は事前届出車両を優先

New



事前届出対象の規制除外車両

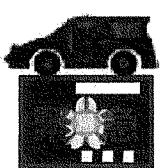


※ 民間事業者等による災害対策に対応

【第二局面】

第一段階車両・事前届出対象外の規制除外車両・大型貨物自動車等

※ 事前届出車両以外の規制除外車両は、順次、通達で範囲を拡大



※ 標章・証明書は不要